

様式第42（第62条の5の2関係）（ノ）

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
柏市消防局長 殿		申請者 ① 住所 千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇） 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
② 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇 （電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
設置場所		③ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇	
製造所等の別		④ 貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑤ 地下タンク貯蔵所
設置の許可年月日及び許可番号		⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
設置の完成検査年月日及び検査番号		⑦ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
タンクの種類		⑧ 鋼製一重殻タンク 10KL	
当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの設置時の完成検査期日		⑨ 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
⑩ 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	告示第71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無)		
	告示第71条第4項第2号に掲げる措置 (有・無)		
	平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置 (有・無)		
直近の漏れの点検を行った年月日		⑪ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
期間延長後の漏れの点検予定期日		⑫ 再開の日の前日まで	
その他参考となる事項		⑬ 当該危険物を使用する製品の製造予定が現在ないため休止する。	
※受付欄		備考	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所に所在地を記入すること。

3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。

4 ※印の欄は記入しないこと。

- ① 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一としてください。ただし、運営者等で既に申請権があることを届出されている方は設置者でなくても申請することができます。
- ② 設置者の住所、氏名は製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入してください。法人は主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- ③ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を千葉県から記入してください。
なるべく「-（ハイフン）」等略称は使用せず、「○丁目○番○号」のように記入してください。
移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。
- ④ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。
- ⑤ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は第3条に規定する区分により「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（製造所の場合は斜線をしてください）。
- ⑥ 製造所等の設置時の許可年月日及び許可番号を記入してください。
- ⑦ 製造所等の設置時の完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑧ タンクの種類を記入してください。
（例）鋼製一重殻タンク・SF二重殻タンク 等
また、種類と併せて、タンク容量及び室数を記入してください。
なお、複数の地下貯蔵タンクのうち、一部について申請する場合は、平面図等を別紙で添付し、対象となるタンクを特定してください。ただし、中仕切りタンクで一室のみ休止というものは認められません。
- ⑨ 申請対象となるタンクの設置時の完成検査期日（タンク検査済証に記載）を記入してください。
- ⑩ 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置について、有又は無を○で囲んでください。

(1) 告示71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置とは・・・

イの措置→ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

ロの措置→ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

(2) 告示71条第4項第2号に掲げる措置とは・・・

タンク室その他漏れた危険物の流出を防止する区画（漏れ防止構造・内面ライニング等）が地下貯蔵タンクに設けられていること。

(3) 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置とは・・・

次のア又はイのいずれかの措置がされていること。

- ア { (ア) 既設の漏えい検査管により1週間に1回以上の危険物の漏れを確認していること
(イ) 電気防食の措置が地下貯蔵タンク及び埋設配管に施されていること

（又は設置される条件の下で※腐食するおそれのない構造のタンク及び埋設配管であるもの

※腐食するおそれのないタンクとは→FFタンク、危規則第24条第1項第1号ニ又はホによりエポキシ樹脂
タールエポキシ樹脂又は強化プラスチックによる被覆が施されたもの

※腐食するおそれのない配管とは → FRP配管、合成樹脂配管（鋼管に防食措置を講じたものは該当しません）

イ 既設の漏えい検査管（二重殻タンクに繋がる配管にあつては、タンクに設置された漏えい検知設備の作動確認）を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

⑪ 直近の漏れの点検を行った年月日を記入してください。

⑫ 当該申請により、延長が認められた後の、漏れの点検予定期日を記入してください。

休止期間が長期又は不確定等の理由により点検予定期日が不明な場合は、「再開の日の前日まで」と記入してください。

点検予定期日を超えて休止をし、漏れの点検期間を延長される場合は、再申請をし、期間を延長してください。

⑬ 休止する理由を記入してください。再申請の場合は、その旨も記入してください。

補足事項

- ① 手続きの時期：休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長を行おうとするとき
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者等から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
 - 1.点検期間延長申請書
 - 2.当該申請に係る範囲を明示した図面等
 - 3.その他参考となるべき事項を記載した書類
- ⑦ 手続きにかかる費用：無料
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの：申請書の副本
- ⑨ 注意事項：休止する場合には、別に届出が必要になります。